

平成29年第5回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年5月10日（水）
午前10時00分から午後12時07分
2. 早島町役場 2階第1会議室
3. 出席委員 12名
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人数 なし
6. 議事日程
 - (1) 農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第5条（所有権の移転）許可申請について
 - (3) 早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について
 - (4) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について
 - (5) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について
 - (6) 農地法第5条（所有権の移転）転用届出について
7. 農業委員会事務職員 3名

【午前 10 時 00 分】

事務局

ただいまから平成 29 年第 5 回早島町農業委員会を開会いたします。
はじめに、●●会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【会長挨拶】

事務局

ありがとうございました。

はじめに会議の成立についてご報告させていただきます。本日在任委員数 12 人中、12 人の予定でございますので、農業委員会等に関する法律第 21 条 3 項により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、早島町農業委員会会議規則第 4 条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は●●会長にお願い致します。

議長

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。
私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

それでは、議事録署名委員は、12 番の●●委員、1 番の●●委員に
お願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長

それでは日程 1 の議案第 12 号・番号 5 農用地利用集積計画について
を議題とします。事務局、説明してください。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書 2 ページをご覧ください。こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定を受けたいため農業委員会に協議がございました。

それでは、3 ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は 1 件です。

議長	事務局の説明の途中ですが、これから審議を行う議案第12号・番号5については●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、●●委員には一時退席をお願い致します。 【●●委員退席】
議長	それでは、事務局お願いします。
事務局	番号5についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、計〇〇㎡です。位置図は4ページとなっております。設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は3年、始期が平成29年6月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。説明は以上です。
議長	それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を12番 ●●委員からよろしくお願いします。
12 番	ここは、もう継続で、以前から、●●さんて方ですかね、きれいに使われておられまして、今後も同じようにつくっていただけるんでねえかと思います。へやけえ、別に問題はありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。
10 番	利用権設定するのに、5反以上なけにゃあいけんのんじゃねえかな、要らんのかな、再設定は。5反以上あるん、しょうるん。
1 番	事務局、ちょっと調べたほうがいいんじゃないですか。
議長	後で確認しよう。それで、この件は、ちょっとこれ言うたら悪いんですけど、継続じゃし、貸すほうもやっぱり困るんで、貸すほうもね、受けてもらわんと、だからこれは一応ここで許可しましょうよ。その決まりをちゃんとして、それがその後、その決まりのとおりにしましょうよ

	って。
事務局	はい。
議長	その他、ご意見等ありませんか。
	【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、議案第12号・番号5については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	【異議なしの声】
議長	ないようでありますので、議案第12号・番号5 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。 ここで●●委員の入室を認めます。
	【●●委員着席】
議長	続きまして日程2 議案第13号・番号4 農地法第5条 所有権の移転 許可申請について を議題といたします。 事務局、説明してください。
事務局	それでは議案書5ページをご覧ください。今月の農地法第5条・所有権の移転許可申請は3件でございます。番号4についてですが、譲受人が●●番地にお住まいの●●さん（持分1/2）、●●さん（持分1/2）、譲渡人が●●番地にお住まいの●●さん、●●番地にお住いの●●さんでございます。 土地の所在地は、●●番、地目が畑、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が畑、地籍が〇〇㎡で計〇〇㎡です。農地区分はその他2種農地で、位置図が6ページとなります。 転用目的が自己用住宅で、転用理由は、現在、●●番地の賃貸アパート（1LDK）に私と妻の家族2人で居住しています。生活するにつれ家財道具が増え、現在の住まいでは手狭であるため交通の便が良いこの農地を譲り受け自己住宅を新築することとしました。 申請地の周囲には農地はありますが、周囲の農地への影響はないと考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を私の方からご報告いたします。

ちょっと黒板書いてよろしいですかね、50戸連たんなんです。50戸連たんですから結構土地広いんですよ。そこへ今2軒、1年に、これは2人の売り主がいるんですね。1カ所ずつなんですかね。全部で4軒から6軒くらい建つんですけども、そしたら市街化になるでしょう。それで、今回は、前は1つ田んぼを不動産屋が買ってそれを宅地にするということ、50戸連たんで、入る道をちょっと余分につけてましたね、ずっと中へ。で、中からしてくると。そういう範囲だということだって、その後、勝手につかんのだからということなんですけど、今回はそうじゃないんですよ、これが。役場もどう聞かれたんかわからん、聞いたんですけど、あまりよくわからないんですよ。いいか悪いかというより、50戸連たんですから。こういうときには、もう一括でええんじゃねえんかなと思うん、わし。もうこれは許可せえとするものじゃなく、せにゃあいけませんけどね。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので議案第13・番号4 農地法第5条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第13・番号4 農地法第5条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

続きまして、議案第13号・番号5を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書7ページをご覧ください。番号5についてですが、譲受人が●●番地にお住まいの●●さん、譲渡人が●●番地にお住まいの●●さん、●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が畑、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が

議長

議長

議長

議長

議長

事務局

番地にお住いの●●さん（持分 1/2）、●●番地にお住いの●●さん（持分 1/2）、●●番地にお住いの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が畑、地積が〇〇㎡、●●番 地目が畑 地積が〇〇㎡、●●番、地目が畑、地積が〇〇㎡、●●番、地目が畑、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡で、計〇〇㎡です。

農地区分は第2種農地で、位置図は10ページとなります。転用目的は倉庫用地で、転用理由は地区計画に伴う流通センター建設のためです。

なお、今回の案件は申請面積の合計が3,000㎡を超えていますので、本委員会で許可相当と認められた際は、岡山県農業会議主催の常設審議委員会に諮問することとなりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を12番 ●●委員からお願いいたします。

12番

現地確認が5月7日の14時に行いました。まず●●さんの場所は、●●の入口のちょうど反対側、むしろ池が近い、池の上側ね。現状としては、桃の木が去年まで植えてまして、栽培されて、ほいですぐお隣のところで直売をされたところがそうです。林業は、ことしからもう山の開発ということで、桃の木の手入れも何もしてないんで野放しの状態でした。ここは、地目が山林なんですけど、木を植えて栽培してるということで、畑として認知されていると思います。

それから、次に行きますと、●●のところから西へ向かって入って、約50メートルぐらいのところに、ちょうど山の南側に三日月のような形の農地があります。その部分は、去年までは田んぼとして稲をつくっていたんですが、ことしからはもうやめるということで話が進んでいるようで、草は結構生え放題の状態でした。

それともう一件は、もう少し奥に入るとちょっと家がある、私の家なんですけど、すぐ家の上、ここは約10メートルぐらいの高さのところに畑としてまだ残ってる部分がありまして、奥側はちょうど5年ぐらい前まで、細々とやってはいたんですが、少しずつ草に襲われてだんだん耕作面積が少なくなる、少しの部分で畑をされてるぐらいの程度で、だんだんもうやめていくような、将来的にはそういう形でありました。その南側の●●さんのところは、もうさらに畑を十何年前からやめられて、草ぼうぼうの状態なんですけど、管理だけは草刈りでやられておられてい

る状態です。周囲の環境が、●●の山全体の開発ということに進んではきております。

皆さん、賛成があるということです。手を挙げておられると思うんですけど、大規模開発となったらやっぱり役場との話、治山だとか騒音とかいう問題があります云々言うんですから、その辺も考慮して開発のほうを行っていただけたらと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

10 番

登記簿は山林で現状は畑の場合、どっち。現状を優先するん。

事務局

農地法は現況主義であり、また早島町の農家台帳上においても、こちらの地番は畑としてあがっていますので、農地という扱いになります。

5 番

確認ですけどね、都計法上の手続というのは、これは順調にいつとんですか、どんなんですか。

事務局

都市計画の手続にのっとって本申請とかのところまで至っております。

1 番

意見なんですけれども、●●さんがおっしゃっておられた、やはりその周辺の農地や住宅に配慮して開発を行っていただきたいことがまずありまして、その開発に当たって、土砂であるとか、騒音であるとか、そういうことも発生してきますので、この許可申請に伴った意見として、周辺の環境に配慮した開発工事を行っていただきたいなと思っています。意見です。

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第13号・番号6については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第13号・番号6については承認し許

可相当に決定いたしました。

続きまして、日程 3 議案第 1 4 号・早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局

議案第 1 4 号『早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について』ですが、今回の早島町前潟地区の農用地区域除外について 1 件の申請がありました。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 に「市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。2. 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更について準用する。」とありますので、農業委員会へ意見聴取がありました。

別紙 1 の 2 ページ目、(2) 変更内容①農用地利用計画の変更をご覧ください。今回は分家住宅建築のための除外の申請です。次のページをご覧ください。申請地は●●番一部、合計〇〇㎡で、変更事由については個別理由書のとおりです。場所は A 3 の位置図のとおりです。

農業振興地域の整備に関する法律の第 1 3 条第 2 項の 5 要件をすべて満たさないと除外はできないことになっておりますが、今回の変更案はすべて満たしており、また、立地基準からみた許可見込・農地の集団化や効率的な利用を阻害するおそれがないものとし、事務局案としては意見なしと回答とすることが相当であると考えております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

2 番

土地利用計画図がありますね、大きい図面の。そこの地図にね、宅地、家がそこの分へ入ってますけど、ここの部分は何なんですか、現況は。

事務局

そうですね、倉庫です。

2 番

だから、今回、許可を受ける必要はないんね。

事務局

はい。

4 番

合併槽を入れるようになってんじゃけど、ここは下水道が入ってないん。

事務局	入っていないです。
議長	その他、ご意見等ありませんか。
	【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、議案第１４号・番号１については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	【異議なしの声】
議長	ないようでありますので、議案第１４号・番号１ 早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を承認し許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程４の議案第１５号・番号１、平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について を議題といたします。事務局、説明してください。
事務局	議案書１２ページをお開きください。昨年度作成いたしました、平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価案でございます。 毎年度、計画をたてて一年後点検評価を行っていくこととなります。 こちらは農業委員会で承認された後に３０日間地域の農業者等からの意見を伺う必要があります。こちらについて、何か質問やご意見があれば、この場でよろしくお願いします。
議長	これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。
１番	１７ページの大きい３の１の（３）、（２）の目標の達成に向けた活動ということで、認定農業者の育成及び確保というところで、活動実績で、候補者となる農業者への制度の普及啓発及び担当課との連携を行ったということで書かれているんですけども、認定農業者の確保、育成に向けて、事務局としてどのように、担当課として連携を行った、担当課ですけども、その活動を行ってこられたのか教えていただけますでしょうか。
事務局	昨年度から、お一人、認定農業者さんに、お声かけをしていこうとい

う方がいらっしやいまして、女性の方でいらっしやいますけども、それは建設農林課としてですけども、倉敷のどちらの農協さんか忘れてしまったんですけど、そちらの事業を活用されるうえで、早島町の意見も聞かせてくださいという話になって、それがまだ進んではないですけど、着々というかちょっとずつですけど進んでいる、その方の認定に向けては進んでいるところではあります。

1 番

次の議案のほうにも関連するんですけど、農業委員の一人としてやはり認定農業者を増やしたいという思いはあるんですけども、認定農業者になるためのメリットであるとか、育成に向けて早島町として達成すべき目標数値であるとか、そういうところがすごく障害になってくるというか、なかなかそこに踏み出せない理由の一つになっているので、やはりそういうことも今後計画の中で見直していく必要があるかなというふうに、今年度の活動を見てて思いました。

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案 15 号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

ないようでありますので、議案第 15 号・番号 1 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について承認と決定いたしました。

続きまして、日程 5 議案第 16 号・番号 1 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてを 議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

議案書 20 ページをお開きください。平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成しました。

こちらについても農業委員会で承認された後に 30 日間地域の農業者等からの意見を伺う必要があります。

こちらについて、何か質問やご意見があれば、この場でよろしく願います。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

5 番

26 ページの一番上側ですね。これ、計画そのものなんでしょうけど、担い手への農地の利用集積、集約化というと、その1番のところで課題が2行にわたって書いてあるんですが、かねがね話題にも、この委員会で皆さん方がなっておりますようなの、町長のほうは余りやる気がないようですけども、やはり担い手の育成の大前提というのは土地基盤の整備が一番にあると思うんです。それで、2行目で困難となっているというその後ですね、農業用水路等の土地基盤の改善を考慮に入れながら担い手を中心とした農地の利用集積にかかるんだ、そういった文言にしていただければありがたいなと思ひまして、土地基盤関連をある程度入れて、課題として入れてもいいのかなと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。いいことですね、それはね。なかなか農業関係については、本当に農地支援もされてないし、また水路も設置されていません。だから、請負者も少ないし、本当の農業をこれからやっていくという人は、後継者はいない状態でありますので、本当にどうしていいのかようわかりませんが、やはり一番には農振を受ける予定地が、農用地が、あれをどうにかしてやっぱり改善していただかないと後継者も従事することもできないし、いろいろあると思うんですが、本当に町はやらのんならあの駅周りをもう農用地から外したらどうなんですかね。もう今までも何十年もあって、1つも水路整備、何もやってないでしょう、金がかかるいうことで。前町長もやると言っていましたけども、やはり大金が要るのでいつできるかわからんというようなことで終わってしまったようですからね。ほな、あの農地、水路は、全然手つかずですわ。これから、だんだんだんだん、やはり最近大雨が降ってくるでしょう。まだまだ災害ができるんじゃないかなと思いますけどね。うちのほう、毎回言いますが、岡山市から来る水がだんだん増えてますよね。向こうが開発しますので、大雨の後、激流になってますからね。だから、町の真ん中の大森外科のところでもちょっと雨が降ると浸水するでしょう。これもやっぱりどうにか、いつまでもちゅうわけにいかんんじゃないかな。もう何十年にもなっとるでしょう。それで、水路を全部ふたしてますからね。ポンプの状況もあるし、ポンプかえても、それは一挙に大したこと言うわけにいかんしね、様子見ながら出さにゃあいかないう状態もあるし、本当に早島町、これからどうしていくんだろうかなと、基盤整備ができてないんですよと思いますけどね。

1 番

先ほど●●委員がおっしゃっておられたその下の農地集積の関係で、昨年度の実績で言うと集積実績が0.5ヘクタールでしたよね。で、目標値が2.5ヘクタールだったと思うんですけども、この農地集積面積が、目標値が1ヘクタールに設定をされたこの事務局提案の理由を教えてくださいませんか。

事務局

昨年度の目標値っていうのが2.5ヘクタールに対して0.5ヘクタール。それ以前っていいますと、目標の設定が2ヘクタールでずっと来ておりました。実際、その2ヘクタールの実績を掲げておきながら、27年度については減でありまして、そういったあたりのところがありまして、実際目標と実績とがかけはなれておるといったところで、昨年度の目標設定の際にも委員の皆さん方から昨年目標値についてのご指摘があったものと思います。で、それらを踏まえまして、このたびにつきましては、昨年が0.5、その一昨年前が0.5というところで、上昇としては1.1ヘクタールの上昇というふうな形で見させていただいて、その実績に応じて来年、今年度29年度についてはその1ヘクタールを目標としたいというふうな形で考えさせていただきました。今までの目標の2ヘクタールというのがあるって、昨年の委員会的时候にもご指摘があったとおり、数あわせで2.5ヘクタールにしたのではないかなというところもご指摘をいただいていた部分もありまして、このたびは実績に応じた形でその目標値、実績の上昇率というんですかね、その辺に合わせて各目標値を設定させていただきたいと思って作成しました。

1 番

それで、この課題のところ、早急に農地の利用集積を図るとページに書かれていまして、中に農地の利用集積の必要性っていうのは当局も認識をされておられると思うし、我々もそりゃあもちろん利用集積っていうのは本当にこれから早島町の農業を守っていくためには必要なことだと思うんですけども、そういう意味において、先ほど●●委員からおっしゃっておられた、何が課題になってきて、どう取り組みをしたら農地利用集積ができるのかというところをやはり明確にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。で、やはり課題のところ、都市基盤、問題が急務課題になっているということは入れていただきたいなというふうに思いますし、活動計画の中で、いろんな制度の周知徹底っていうのはもちろん大事だと思いますし、情報収集っていうのは必要だと思うんですけども、じゃあそれで農地利用集積が進むかというと、実際今までも当局がされておられたことですし、やはりここで思い切って農協及び早島町建設農林課と連携して都市基盤整備も進めていくというふうなことを活動計画に是非入れていただきたいなという

ふうに思います。

で、私は先日、早島町の農業再生協議会に行ってきたんですけども、その中でも農業者の方から、やはり水道整備が本当にできていないと。これじゃあ、新しく農業をやろうと思っても、経営規模を広げていこうと思っても、なかなかできるものじゃないというふうな話も意見として出されておられて、副町長はなぜか欠席をされておられたんですけども、担当の●●さんが聞いておられたので、是非この中でもそういう文言は、課題として認識していただいて、計画の中にも是非盛り込んでいたけたらなというふうに、私としては思いました。

10 番

この集積をするのは、見やすいことなんです。今、利用権と農協の作業委託と両方分かれて、皆、田んぼを借りてる。で、この農協及び早島町建設農林課と話し合うて、活動するいう。だから、全面委託する折は、利用権にしてくださいというて農協へ言えば集積のほうへ皆入ってくるから簡単なことなんです。だから、農協と役場と話がいつもできてないわけです。農協は農協で受ける、役場は役場で受ける、だからもうそれぞればらばらでしょうから、何か早島の農地も誰がどんくらいつくつとるかいうんもかなり抜けとる思うから、計画書から。農地をどんくらいつくりようという、正式いうんかね、ほとんど何かあやふやで適当になつとる思うんです。

そこらは農協と役場とよう話をして、全面の場合は利用権にしてくださいというふうに持っていけば、誰がどんくらいつくりようというんが把握できるし、今だったら役場へ聞いても利用権設定しとる面積しか出てこんから。そこらが何か話し合いをしてもらえればいいんじゃないか思います。

1 番

そうですね。それはそれで必要だと思います。農協と連携してと書いていますからね。

4 番

ちょっと聞きたいことがある。こういった高齢化で後継者不足等いろいろありますわね。最近、農地中間管理機構いうて、ようあちこち行ったらあそこでチラシをもらって帰るんですけど、早島町で誰かあれに、農地中間管理機構へ委託された人が大分おられるん。

事務局

今はまだおられません。

4 番

それは、希望するんじゃないたら町役場へいうわけ。

事務局	窓口はうちですね。
10 番	田んぼをつくる人を探すだけのこと。せえて、つくり手がなかったら引き受け。へえやけん、農協が今何とかいうてやってるが。農協が受けて、借り手を探して、けど借り手がおらんんだら農協も受けんし、へえで中間管理機構は補助金が入るんが、それだけが違うん。農業をやめてしまえば一時的に何十万か補助金がおりてくるが。ただそれがいいけど、10年間絶対いらえないと、土地を、条件がある。年いって10年いうたらもう自分で田んぼできなくなる。
6 番	何かちょっと聞いた話ですけど、その中間管理機構の人が見に来たら、おい、水路がこれじゃあおえんと。何かポンプいちいち持ってこなへんだらおえんいうて帰ったというような話も聞いたことがあるんですけどな。要は、川を直せっちゅうことです、言いてえのは。
議長	その他、ご意見等ありませんか。
	【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、議案16号については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	【異議なしの声あり】
議長	ないようでありますので、議案第16号・番号1 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について承認と決定いたしました。 続きまして、日程6の報告第12号・番号3 農地法第5条・所有権の移転用届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	すいません、その前に今の16号のご意見いただいた文言の修正については、会長にご確認いただきますのでご了承いただきたいと思います。
事務局	それでは、議案書23ページをご覧ください。今月の農地法第5条・所有権の移転用届出については3件でございます。 番号3について、譲受人は●●番地 有限会社●● 代表取締役 ●●さん、譲渡人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

農地の所在が、●●番で、地目が田、面積が〇〇㎡です。

こちらは市街化区域の第3種農地で、露天駐車場用地としての所有権移転届となっております。位置図は24ページとなります。

こちら日程6の報告第12号・番号3については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしくお願いします。

2番

はい。それでは、24ページに位置図がありますが、4月20日に現地確認をしております。場所は、このあたりに書いてあるところで、宮山のグラウンドの南、県道倉敷妹尾線の北側で、●●の停留所の近くでございます。ここの件につきましては、ここの今の赤の右下の部分、今、白地になってますが、3月13日の農業委員会で説明した箇所のすぐ北側いうんですか北西側になります。で、同一人による申請でございます。駐車場の予定地は、今、赤の周りはずっと家が建ち込めてまして、市街化区域であり、問題がないと思います。ここは、家を建てた人の駐車場に使うそうなので、問題ないと思います。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、以上で報告第12号・番号3を終わります。続きまして、番号4について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書25ページをご覧ください。番号4について、譲受人は●●番の有限会社●● 代表取締役 ●●さん、譲渡人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

農地の所在が、●●番で、地目が田、面積が〇〇㎡、●●番で、地目が田、面積が〇〇㎡です。

こちらは市街化区域の第3種農地で、分譲住宅地7区画としての所有権移転届となっております。位置図は26ページとなります。

こちら報告第12号・番号4については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしくお願いします。

2 番

はい。現地確認を4月13日に行っております。この場所は、太いのが真ん中、走ってますね。これ、国道2号です。この2号の南側、早島インターの東側に位置しております。それで、●●番と書いてますね。この右側に単独な田んぼ、いっぱいありますけれど、これは現在開発許可してるところでございまして、現在は建築済み、それから建築中でございます。それで、この南側のところにつきましても、周り、家に囲まれておりまして、市街化区域になりまして、ここにつきましてもまた問題ないと思っております。以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、以上で報告第12号・番号4を終わります。続きまして、番号5について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書27ページをご覧ください。番号5について、譲受人は●●番の有限会社●● 代表取締役 ●●さん、譲渡人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

農地の所在が、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡、●●番、地目が田、面積が〇〇㎡です。

こちらは市街化区域の第3種農地で、分譲住宅地2区画としての所有権移転届となっております。位置図は28ページとなります。

こちら報告第12号・番号5については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長	それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしくお願いします。
2 番	現地確認は4月25日に行っております。これも前回同様に4月10日の農業委員会の案件であったのが今の赤で書いとるすぐ上側ですね、上側の左側の扇形のところを提案していたところでございます、場所は早島インターの南側に位置します。それから、開発地のこの北側の白で書いてるのは県道の倉敷妹尾線で、これに接しております。南側を川沿いで、配置には問題ないと思います。市街化区域であり問題はないと思うんですが、ただその赤で書いておるところの大川の中に黒い線が2つありますね。その右側のが橋なんですが、左側のがこれ、水門なんです。水門がありましてね、水門はこれ、老朽化とか樋板等壊れたらと思うんで、この水門を含めまして大川の維持管理、これが支障がないように開発計画の指導をお願いしたいと思います。以上でございます。
議長	これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。 【質疑応答なし】
議長	その他、ご意見等ありませんか。 【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、以上で報告第12号・番号5を終わります。それでは、その他について事務局からお願いします。
事務局	次回の農業委員会は6月9日（金）を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願いします。 以上で、その他の報告事項を終わります。
議長	以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。第6回早島町農業委員会を閉会いたします。 【午後12時07分】



